

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	29
○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	29
○土地改良法による道営換地処分……………	(農業施設管理課)	29
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	29
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	29
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	30
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	30

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	30
----------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	31
------------------------	----

告 示

北海道告示第776号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和3年12月1日、北竜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年12月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第777号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、深川市大師大國地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和3年12月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴

訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年12月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第778号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、当別町中央北地区の換地処分をした。

令和3年12月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第779号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

令和3年12月14日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字平賀657の55、657の360
- 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第780号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年12月14日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林 登別市(次の図に示す部分に限る。)の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 登別市（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第781号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和3年12月14日 北海道知事 鈴木直道 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡遠軽町（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第782号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。	令和3年12月14日 北海道知事 鈴木直道 路線名 供用開始の区間 供用開始の期日 道道 江差木古内線 上磯郡木古内町字大川130番1地先から 令和3年12月15日 同郡木古内町字大川115番1地先（河川敷地）まで 総合振興局告示及び振興局告示 北海道十勝総合振興局告示第1017号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和3年12月14日 北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台 2 随意契約の相手方を決定した日 令和3年11月30日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏名 UDトラックス道東株式会社 (2) 住所 帯広市西21条北1丁目3番12号 4 随意契約に係る契約金額 53,020,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道釧路総合振興局告示第8号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年12月14日 北海道釧路総合振興局長 菅原 裕之 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車（1.5m／800t級） 1台

2 落札を決定した日 令和3年11月30日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ナラサキ産業株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地 4 落札金額 28,980,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年10月15日付け北海道釧路総合振興局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 釧路市双葉町6番10号	(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁十勝教育局告示第65号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年12月14日 北海道教育庁十勝教育局長 村 上 由 佳 1 落札に係る物品等の名称及び数量 北海道帯広工業高等学校CADシステム 一式 42台分 2 落札を決定した日 令和3年11月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日興通信株式会社 (2) 住 所 東京都世田谷区桜丘1丁目2番22号 4 落札金額 23,600,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年10月26日付け北海道教育庁十勝教育局告示第59号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	